

# 行政調査報告書

沼田市議会議長 様

令和元年12月12日

会派名：沼田創生会

代表者：会 長 星野佐善太

報告者：事務局長 中村 浩二

政務活動費を使用した行政調査について、下記のとおり実施しましたので報告します。

## 記

1 期 日 令和元年11月18日(月)～20日(水)

2 調査地 11月18日：京都府へ移動のみ

19日：メルパルク京都(午前10:00～午後17:00)

20日：京都府亀岡市役所(午前9:30～12:00)

## 3 調査事項

- ・11月19日(午前10:00から午後17:00メルパルク京都にて)
  - 1. 地方議員セミナー 議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費について
  - 2. " 議会運営における質問のあり方について
- ・11月20日(午前9:30から12:00京都府亀岡市にて)
  - 1. 自治体新電力事業について
  - 2. 通年議会について

## 4 参加議員

星野佐善太議員 星野 稔議員 久保健二議員 中村浩二議員 桑原敏彦議員  
永井敏博議員 戸部 博議員

## 5 調査場所及び調査概要等(下記のとおり)

### 記

○令和元年11月19日(火)

場所：メルパルク京都研修室3

時間：午前10:00～午後13:00

項目：議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費について

時間：午後14:00～午後17:00

項目：議会運営における質問のあり方について

講師：江藤 俊昭（山梨学院大学教授）

### ①調査目的

人口減少、少子高齢化が進行する時代の変化に伴い、地方議会・地方議会議員を取り巻く環境が大きく変化し、地方議会議員活動も、その内容を大きく変えていかなければならない時代を迎えております。

現在施行されている地方分権一括法や地方自治法改正による地域主権の推進などにより、地方議会において、地方の活性化に貢献する議会としての役割が求められております。

議会基本条例や開かれた議会情報、市民参加などの取組が先進的な議会によって実施されておりますが、住民福祉の向上に寄与する議会活動に終わりではなく、また変化する社会環境への対応も求められており、社会状況の変化に順応した議会であるためには常に議会改革へ積極的に取り組む必要があるため、本研修を受講し、調査するものであります。

### ②調査概要

#### （議員力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費）

地方議会・議員制度に詳しい江藤俊昭先生の講演を受講し、現在取り組んでいる沼田市議会改革を推進するために調査するものであります。

今回の研修で、江藤先生は、はじめに「定数・報酬を定める7原則と三つのポイント」を掲げておりますので、はじめに7原則を列記すると、①議員定数は従来は自治体の人口規模で決まっていたが、その後法定上限数に改正され、現在は自治体自らの責任で決めており、報酬は審議会の答申を経て条例で定めることになっているため、各自治体とりわけ議会がそのポリシーを示さなければならない。

②議員報酬と定数は別の論理である。③行政改革の論理とは全く異なる議会改革の論理。行政改革は削減を優先させる効率性を重視するものであり、それに対して、議会改革は地域民主主義の実現である、住民自治をどのように創り出すかということから出発しなければならない。定数・報酬を考える場合も、住民自治を充実させるための条件として議論しなければならない。④現在の議員の為だけでなく、多くのひとが将来立候補し議員活動がしやすい条件として考える。多くの住民が議員になりやすく、また活動しやすくする条件である。「住民の声の実現」として削減に邁進する議会・議員は将来を見据えれば住民に対する背信行為となる場合があることは自覚すべきである。⑤増加できないあるいは削減の場合は、住民による支援が不可欠。削減せざる得ない場合は議会力をダウンさせないため議会事務局の充実や住民と一緒に課題について調査研究など住民による政策提言、監視の支援の制度化。⑥住民と考える定数・報酬。議会運営は住民自治に不可欠であり定数・報酬を住民とともに考えなければならない。議会は住民自治を進める視点で住民と語る必要がある。専門家などを含めた第三者機関による提案を素材とすることも有効である。⑦定数・報酬の改正は十分な周知期間が必要。選挙の2年前、遅くとも1年前には周知する。

「定数・報酬を定める7原則と三つのポイント」として、〈議員の資質・能力〉議員と住民とを隔てるのは、情熱と選挙に当選するネットワークの有無、この延長に、議員は議決責任の自覚とコミュニケ

ーション能力が必要になる。〈議員の身分（性格）〉。略。次に〈セットとしての支援策〉。新たな議会を担う議員を支援するのは報酬だけでなく、手当等、政務活動費、議会事務局・議会図書室の充実強化などの総合的に支援する条件のセットが必要である。

**議員定数の確保**として、住民参加を豊富化し、それを踏まえて首長等と政策競争するための機関として議会が作動する必要がある、それには議員間討議が不可欠である。

そこで、定数の原則については、討議できる人数として一委員会につき少なくとも7人～8人としている、これに委員会数を乗する数が定数となる。なぜ討議できる人数が7人～8人かは、科学的根拠があるわけではないが、委員長がいて両脇に3人ずつ配置されることで積極的な討議ができるということである。中山間地域では出身議員がいなくなるか少数のため、一常任委員会に2人3人の配置に面積用件などを考慮しても良いし市町村合併による地域性なども含めて、討議できる人数を算定してもよいのではないかとしている？

**委員会数の確保**として、一般には、一般会計規模、および執行機関の組織体系によって委員会数及びその所管が決まる。

まず、現行の委員会数から出発して所管事務調査をし、委員会数の議論をする、経験則的いえば、一般会計規模100億円以下では一常任委員会、100億円から300億円は2～3常任委員会、300億円から500億円は3～4常任委員会、500億円を越えると4常任委員会からを検討し、これに特別会計や企業会計を加味する

#### **（市町村合併による削減）**

**削減のあり方**としては、最近では報酬削減を行っている議会と共に、増額する議会も増えている、（群馬県みなかみ町、榛東村）議会の役割の高まり、多様な人材確保、などからであるが基準は明確ではない、議員報酬を考える場合、原価方式、比較方式（類似団体比較）収益方式（成果重視）が想定できる。

この原価方式を基礎に調査を行った会津若松方式の試みが広がっているが、すべての議会に適用されるかは疑問であるが、会津若松市議会議員の年収700万円となっており、兼職も多いが、専業もいる、この額であれば多様な属性で議員となる道も開けるのではないか。

このようなことも含めて、報酬について、財政や組織、そして、議会力のアップ、議員の資質の向上などを総合的に検討し、住民と議論しながら、報酬の水準を決める必要がある。

また、議員報酬を区分することは、議会内に恒常的に活動する議長・副議長を一般議員と区別することは必要である、また、委員会の委員長の役割が高まっていることから委員長についても十分な報酬が必要である。

#### **（議会運営における質問のあり方）**

はじめに、議会での一般質問については、目標を明確化し、質問によるストーリーを組み立てていく必要がある。

議会は政策に生きる議員にとって、最もはなやかで意義ある発言の場である。

議員は、市の一般事務等について、議長の許可を得て質問し、議長は必要に応じて、関係人の出席要請をすることができる。

議会は当局の監視能力を高め二元的代表制に基づき、選挙におけるマニフェストと連動させることが重要である。

多様な視点から監視・政策提言を行い、討議による論点の明確化を図り、議員の意思から議会の意見としていくことが重要である。

質問作成については、ストーリーを構想する、何が課題なのか、問題なのか、クリアするには、その手法は、実施するための予算は、などについて、質問を行う。

また、問題意識の明確化、事実認識、経過、他の自治体や国の動向を把握しておくこと、そして、質問によって勝ち取る目標を立てる。

論理構成を想定し、組み立てや明瞭性、時間配分などを確認しておく必要がある。

質問に対する答弁を想定し、想定問答を作成する。

質問後の反省会などを会派又は議会全員で行うことも、向上のため重要である。

質問もそのときだけでなく、追跡調査等を行い、追跡質問を行い、監視と政策提言の連動を強めていくことが重要である。

#### 15:45～16:15まではグループ討議、17:00までは報告と質疑

グループ討議では、私と星野佐善太議員、そして四万十市議会 平野 正議員、いなべ市議会 位田まさ子議員の4名によるグループでした。

議場の席位置、定例会における傍聴者数、質問方式、質問時間、質疑方式、質疑回数、常任委員会の設置数、議員報酬、政務活動費などについて討議し、私より報告をさせていただきました。

#### ③質疑等

質疑につきまして、グループ討議の報告後に各道県の市議会議員より行いました。

#### ④今後の課題

現在、少子高齢化による、人口減少が進展しており、社会情勢や経済状況も変化してきている状況下、市の財政も厳しくなっております。

このような状況を踏まえ、地方議会においても地域経営に貢献する議会としての役割が求められております。

本市議会においても、情報共有、住民参加、議会機能強化などが今後の課題でありますので、更に研究・検討する必要があると考えるところであります。

#### ⑤政策提言

現在、本市において、議会改革特別委員会において、議員定数をはじめ、議員報酬、政務活動費、議員としての資質向上、議会能力の監視の強化など、総合的に研究し、改革を推進するため取り組んでいるところでありますので、④の今後の課題をクリアするため会派として協議検討し、会派の方針として、議会改革特別委員会等へ積極的に提言していきたい。

○令和元年11月20日(水)

場所：亀岡市役所(全員協議会室)

時間：9:30～11:00

項目：亀岡市自治体新電力事業について

時間：11:00～12:00

項目：通年議会について

進行：議会事務局(井上)

歓迎挨拶：亀岡市議会副議長 藤木 弘

挨拶：沼田創生会会長 星野佐善太

説明(電力事業)：環境政策課 課長 大倉武文 同課 係長 白波瀬 元一

説明(通年議会)：議会事務局 局長 山内偉正 同局 係長 鈴木 智

パシフィックコンサルタンツグループ 企画部長 芦刈義孝

## ①調査目的

### 1) 自治体新電力事業について

人口減少や少子高齢化を見据え、財政負担を減らすことを目的に沼田市公共施設等総合管理計画を策定し、2056年度までの40年間で施設の総床面積の合計を40%削減する数値目標を掲げて取り組んでいるところであります。

今後の人口減少等や施設の更新費用、施設の維持管理費などを考慮すると、施設の総量を現在の6割まで減らす必要があります。

特に、公共施設の維持管理費である光熱水費については再検討し、電力の省力化を図る必要があります。

このようなことから、エネルギーの地産地消に取り組、再生可能エネルギーから調達した電力を公共施設を中心に供給事業を展開している亀岡市の取組を調査するものであります。

### 2) 通年議会の取組について

人口減少、少子高齢化が進行する時代の変化に伴い、地方議会・地方議会議員を取り巻く環境が大きく変化し、地方議会議員活動も、その内容を大きく変えていかなければならない時代を迎えております。

現在施行されている地方分権一括法や地方自治法改正による地域主権の推進などにより、地方議会において、地方の活性化に貢献する議会としての役割が求められております。

議会基本条例や開かれた議会情報、市民参加などの取組が先進的な議会によって実施されておりますが、住民福祉の向上に寄与する議会活動に終わりはなく、また変化する社会環境への対応も求められており、社会状況の変化に順応した議会であるためには常に議会改革へ積極的に取り組む必要があるため、通年議会を導入している亀岡市議会について調査するものであります。

## ②調査概要

亀岡市は、京都都市圏、大阪都市圏の双方に隣接、京都府のほぼ中央に位置し、地形

は周囲を山に囲まれた盆地で、中央部を保津川の清流が貫いております。

歴史的には、古代からの遺跡、遺産も多く、戦乱の世に活躍した足利尊氏、明智光秀ゆかりの地でもあります。

昭和30年1月に16町村の合併により市制を施行、昭和63年3月、近畿の他都市に先駆けて「生涯学習都市宣言」を行い、平成14年には全市域を「地球子ども村」を宣言、平成20年3月1日には、WHO（世界保健機構）から日本で初めてとなるセーフコミュニティを認証取得、平成28年度からスタートした「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン」後期基本計画を前進させるとともに「選ばれるまち」・「住み続けたいまち」の実現を念頭に事業推進を図っている市であります。

平成31年4月1日の人口は88,833人、議員定数は24人、一般会計33,319,000千円、特別会計17,283,656千円、企業会計10,659,900千円、合計61,262,556千円と本市より、大きな自治体であります。

## 1) 亀岡市自治体について

電力事業については、亀岡市、パシフィックパワー株式会社、亀岡商工会議所、株式会社京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫との共同出資で、京都府内初の地域新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」を設立し、公共施設の一部へ電力供給を行い、亀岡市のエネルギーコストの削減を図るとともに、収益を地域に還元する仕組みを構築した事業であります。

この亀岡ふるさとエナジー株式会社と東京センチュリー株式会社及び京セラ株式会社が共同出資する京セラTCLソーラー合同会社と再生可能エネルギー引渡契約を締結し、共同で企画・開発した「京都・亀岡メガソーラー発電所」で発電された電力の買取を開始しております。

亀岡ふるさとエナジー(株)は市内の公共施設を中心に50施設に対して電力を供給していましたが、この発電所からの買取供給により、供給する電力のうち約60%を亀岡市内で発電された再生可能エネルギーから調達することになり、設立当初から事業目的のひとつとしていた、エネルギーの地産地消により、地域の活性化を図っている事業であります。

事業経営による当期純利益9,344千円については、配当はせず、内部留保とし、事業資金又は地域還元をして経済効果をあげている事業であります。

## 2) 議会制度の導入について

亀岡市は、通年議会を導入するため、亀岡市議会定例会女医憂いなどの関係条例改正案を平成30年3月定例会に可決し、施行をはじめているものであります。

この通年議会の導入により、定例会の会期を概ね1年間とし、会期中は必要に応じ議会の判断でいつでも会議を開くことができるようになったものであります。

これまで閉会中に市長が専決処分していた議案などを、迅速に審議し、議会がより一層市民の付託に応えていくための議会体制を整えたものであります。

また、市長の専決処分を減らす一方で審議時間を十分確保し、市民の声を行政に反映し、本会議や委員会活動の活性化にもなるものであります。

また、通年議会の導入は議員が年間を通して常に緊張感を持って、積極的に議員活動ができる議会を目指すものであります。

その反面、本会議や委員会等の開催増加により、経費が増加が懸念されるようであります。

### ③質疑等

#### ①) 亀岡市自治体庁舎の移転について

- ・事前に提出しておいた4項目(別紙)の他に下記議員が質問をしました。
- ・久保健二、中村浩二、星野 稔、星野佐善太、戸部 博、桑原敏彦

#### ②) 通年議会の導入について

- ・事前に提出しておいた4項目(別紙)の他に下記議員が質問をしました。
- ・中村浩二、久保健二、星野 稔、永井敏博、星野佐善太

### ④今後の課題

#### ①) 亀岡市自治体庁舎の移転について

亀岡市の電力事業については、中学校にクーラーを設置するにあたり、電力消費を検討した結果、公共施設の電力供給からはじめることとなつたものであります。

この決断については、市長の新電力への積極的な取組の成果とのことであります。

亀岡ふるさとエナジー(株)の設立には多くの企業や金融機関などが出資に関わっており、民間との共同の成果でありますので、いかに民間業者との提携が鍵であると考えます。

このようなことから、この事業には大手会社の協力(京セラ)や専門的なスタッフ(職員)の配置が必要でありますので、これら課題について研究する必要があります。

#### ②) 通年議会の導入について

市民の声を行政に反映させるため、会期中は必要に応じ議会の判断でいつでも会議を開くことができるようになるため、市長の専決処分の減や、迅速な議案の審議など市民の付託に応えていくための体制づくりなどで議会の充実をはかるものであります。この通年議会によって、議員は常に活動し、議会に備えるようになり、兼業議員では難しい対応になることも懸念されるものであります。

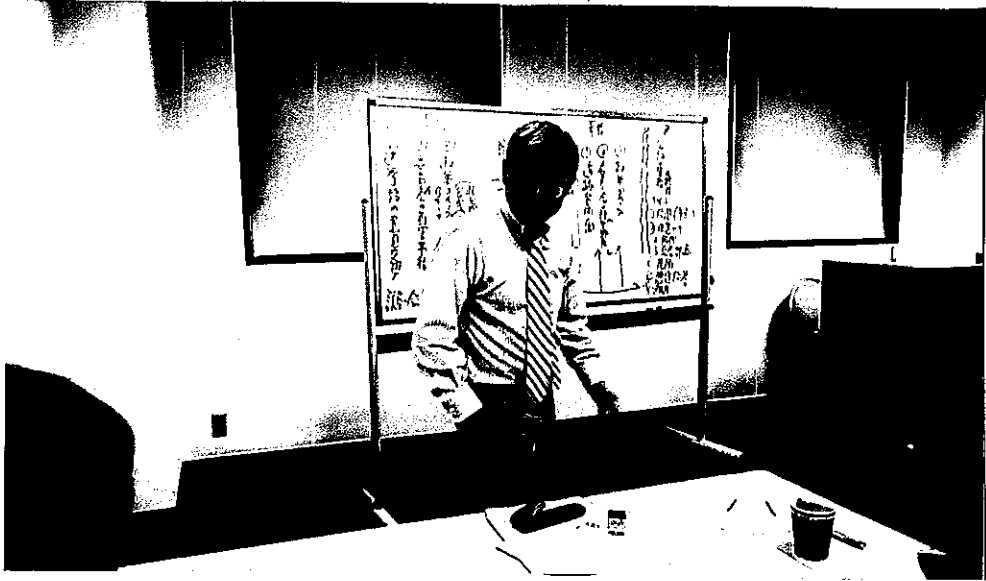
また、専業議員となるには、やはり定数や報酬、政務活動費等について更なる研究検討をする必要があります。

### ⑤政策提言

- ・④の今後の課題をクリアするため会派としても研究し、政策提言していきたい。
- ・各委員からの所感や政策提言は各委員からの行政視察報告書による。

※日程表や名刺及びに視察写真等並びに資料については、別添のとおりです。

講師：江藤俊昭 先生

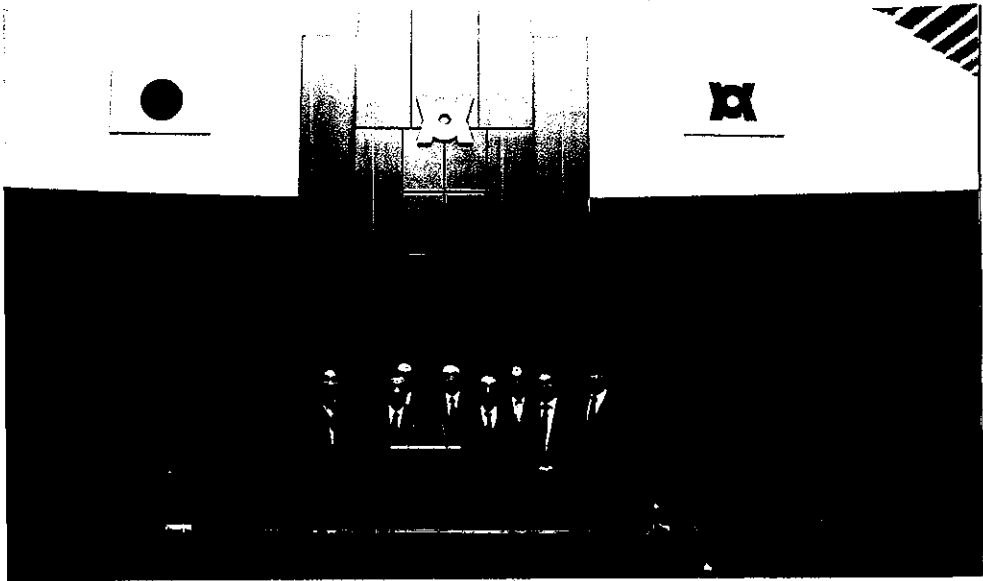


議員研修セミナー会場（メルパルク京都）

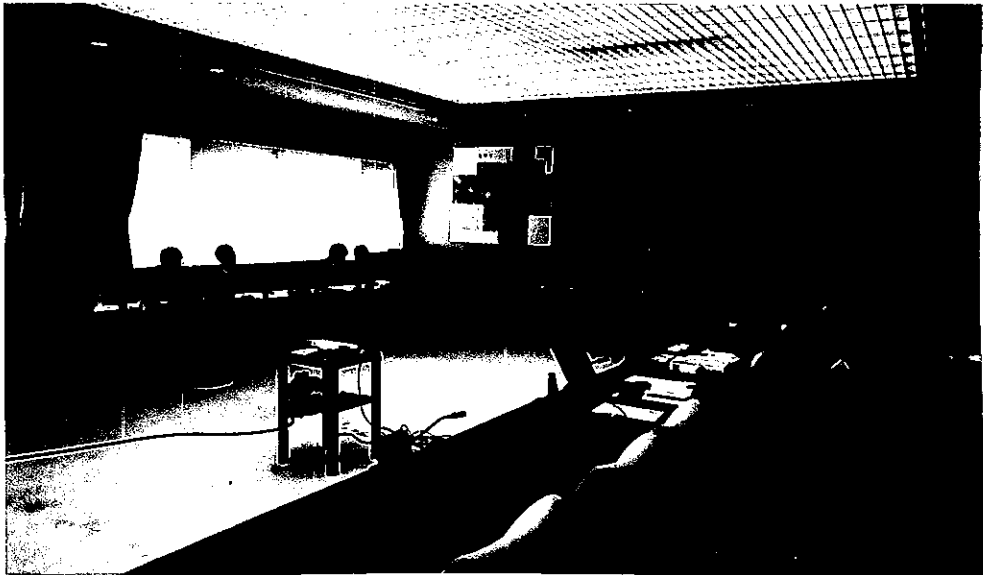
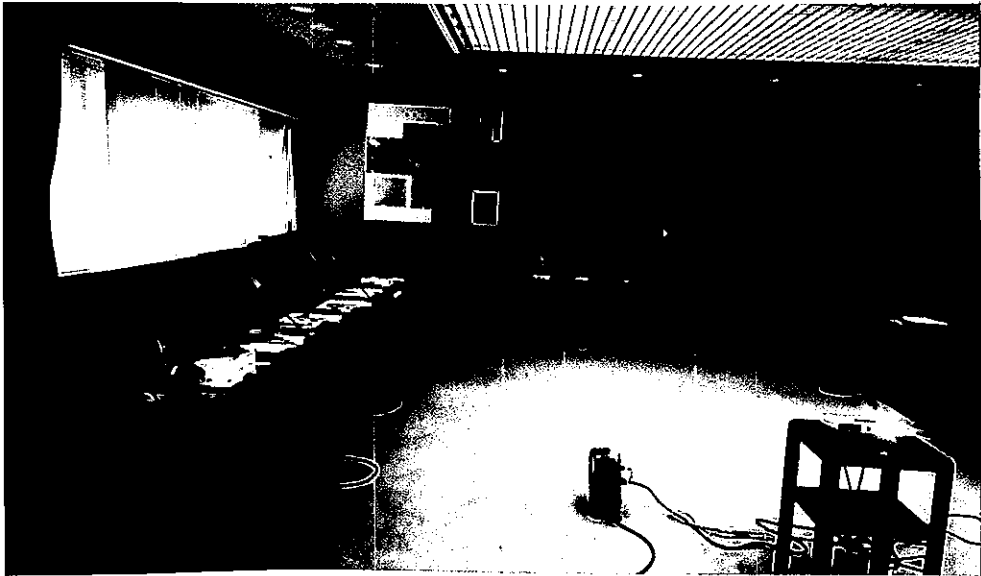




亀岡市議会議場



亀岡市役所 全員協議会室



## 沼田市議会創生会行政調査報告書

- 報告者 星 野 稔  
日 程 令和元年 11 月 19 日（火）～20 日（水）  
調査先 ①地方議会総合研究所主催セミナー  
講師：山梨学院大学教授 江藤俊昭先生  
1、議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費  
2、議会運営における質問のあり方  
②京都府亀岡市  
1、亀岡市自治体新電力事業について  
2、通年議会の導入について

- ①地方議会総合研究所主催セミナー（講師：山梨学院大学教授 江藤俊昭先生）  
1、議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費  
冒頭、現在の地方政治の負の連鎖と正の連鎖の可能性について話があった。

### 《外部環境》として

- ①少子高齢化や人口減少といった課題が山積している。  
②地方分権改革による地域経営の自由度の向上、財政危機による選択と集中。  
③国政や地方を問わず政治・行政への不信の蔓延。格差の拡大も大きな要因で、税金でメシを食っていると見ている。

### 《負の連鎖》として

議会では、解決が困難な課題に直面し、責任はますます重くなる。閉鎖的で、議論もなく追認機関化している従来の議会では対応できない。

住民側では、身近な課題を議会や首長にぶつける。従来の議会運営ではそれに応えられない。そもそも、議会運営は見えない。課題に応えられない議会ならば、その設置の意義が失われる。議員定数や報酬の削減要求に結び付く。

以上のことから、新たな課題を迫及するための時間と労力の負担増⇒それにもかかわらずコスト削減要求の高まり、尊敬されず⇒やりがいの欠如⇒立候補者の少なさ⇒議員の属性の偏り（高齢者、男性）⇒新たな課題の解決が困難となり、住民の不信を広げる。

### 《正の連鎖》として

議会では、議決責任を自覚し、新たな課題の解決に果敢に挑戦するために、新たな議会を造り出す。そのための条件（議員定数・報酬等）を整備する必要を住民とともに議論する。

住民側では、議会の見える化の推進、住民との意見交換など住民と歩む議会によって、住民の福祉向上のために活動する議会・議員を知る。問題はありな

がらも、議会が住民に寄り添おうということを実感する。

以上のことから、新たな課題を追及する議決責任を自覚⇒それを行使するための時間と労力の負担増⇒それに対応するコストの維持・向上、尊敬とはいえなくても不信の解消⇒やりがいの向上（立候補者の増大⇒議員の属性の偏りの解消⇒新たな課題の解決、住民の不信の解消）が挙げられた。

住民自治の根幹は議会である。政策で絶対に正しいものなどないので、追認機関であってはならず、市長への政策提言を行う政策競争をやるべきである。そこで大切になるのが、質問も大事だが、議員間討議を大切にし、意見を集約して議会の考えを市長に伝える事が最も大切ではないかとの説明があった。

議会で議論すること ⇒ 論点の明確化と合意形成 ⇒ 公開で議論することが議会の役割である ⇒ 任期4年間の連続性を考える。

今我々、沼田市議会は指摘を受けた事項を行っていません。現在議論を行っている議会改革特別委員会で方向をだして、一つ脱皮をする時が来ています。これからの議会改革に大変参考になる講義でした。

## 2、議会運営における質問のあり方

政策に生きる議員にとって、最もはなやかで意義ある発言の場は本会議一般質問である。質問のポイントはストーリーを作ること。

- 1、問題（争点）
- 2、位置づけ（①時代 ②総合計画等）
- 3、展開
- 4、想定問答集を作る。

今回のセミナーに参加していた議会では9割が質問原稿は提出しないで、通告書のみであった。沼田市議会は異例であると先生から指摘がありました。

政策サイクルといえば、PDCAサイクルを思い浮かべる（P計画、D実践、C評価・検証、A改善）だが、地域経営において軽視されてきた、討議D、議決D、の二つのDを組み込むことが必要になっている。二つのD（討議と議決）を担うのは議会であり、それを無視する発想は議会を行政改革に包含させる。従来のPDCAサイクルの発想と手法を超えたPDDCAサイクルという地域経営における新たな発想と手法の開発が必要であるとの話があった。

議会前の政策グループでの戦略と議会終了後の反省会は大切にしてほしいとのお話があった。自分の意見を議会の意見としていく、議員間討議の必要性を強く感じました。

## ②京都府亀岡市

### 1、亀岡市自治体新電力事業について

京都府亀岡市は京都市に隣接し、京都府のほぼ中央に位置する、面積 224.80 km<sup>2</sup>、人口 88,000 人の地方都市である。地形は周囲を山に囲まれた盆地で、緑豊かな自然環境に恵まれ、土地は肥沃で京野菜の産地として農業が盛んで、ふるさと納税の返礼品として「京野菜」「亀岡牛」が有名である。返礼品が人気を呼び今年度のふるさと納税は 10 億円を突破する勢いがあるそうです。

歴史的には、古代からの遺跡や国分寺跡等文化遺産も多く残されており、戦乱の世に活躍した足利尊氏、明智光秀のゆかりの地でもあります。

まず、「自治体新電力事業」については、一般的なスキーム例として

- ①自治体と民間企業の共同出資で自治体新電力を立ち上げます。
- ②地域内の発電所から自治体新電力が積極的に電力を購入します。
- ③地域内の需要家に自治体新電力が電力を供給します。 の3点が挙げられる。

亀岡ふるさとエナジー株式会社は平成 30 年 1 月に設立され、本社所在地は市役所、資本金 800 万円、出資者は亀岡市 400 万円 (50%)・パシフィックパワー (株) 230 万円 (28.75%)・亀岡商工会議所 40 万円 (5%)・株式会社京都銀行 40 万円 (5%)・京都信用金庫 30 万円 (3.75%)・京都中央信用金庫 30 万円 (3.75%)・京都北都信用金庫 30 万円 (3.75%) となっている。

役員は代表取締役亀岡市長とパシフィックパワー (株) から 1 名が就任している。

事業内容は電力小売業、省エネなどエネルギーマネジメント事業、その他エネルギー関連事業、まちづくりなどの地域振興事業などが挙げられる。

2018 年度売上高は 11 月からの営業開始で約 4865 万円、経常利益 1191 万円、当期純利益 930 万円となっていて、今年度は売上高 1 億円を見込んでいます。

2019 年度末現在の取引実績は、販売先 3079 k w (高圧 38 施設、低圧 12 施設)、調達先 3000 k w (太陽光発電 1 か所) は、京セラ T C L ソーラー合同会社が手掛ける「京都・亀岡メガソーラー発電所」で発電された電力を特定卸供給により買い取りが開始されたものです。

亀岡ふるさとエナジーの供給状況は、本年 1 月 1 日現在で「京都・亀岡メガソーラー発電所」から約 60%、「日本卸電力取引所」から約 40%となっています。

次に、地域新電力による電力・資金の循環として、当社は「地域資金循環の拡大」による地域活性化を目指し、以下の 3 点を提案している。

- (1) 資金流出を抑える：地域新電力 (電気料金削減)、省エネサービス、公共

- 施設・インフラマネジメント等
- (2) 域内で回す：再生可能エネルギー発電の促進、地元企業の営業機会創出、域内産業への再投資等
  - (3) 流入を増やす：インバウンド観光促進、農業の6次産業化等が挙げられている。

次に亀岡ふるさとエナジー（株）の今後の取り組みとして、

- ①更なる安価な電力の調達
  - ・電力調達先の分析・検討
  - ・相対契約による安価な電力の調達（非FIT電源）
- ②地球温暖化対策の推進
  - ・再エネ、省エネの実施体制構築・取り組み推進
    - \*平成30年度地域低炭素化推進事業体設置モデル事業（環境省補助事業）
- ③再生可能エネルギーの調達推進（エネルギー地産地消の推進） ⑥電源確保
  - ・地域の再生可能エネルギーの調達量拡大（太陽光発電、消化ガス発電、水力発電等）\*FIT、非FIT含む
  - ・公共施設等への自家消費型再生エネルギーの導入
- ④省エネルギーの具体化・実施
  - ・公共施設への省エネサービス事業（省エネ診断～ESCO事業）の実施
  - ・電力供給データを基に、民間施設への省エネ関連サービス事業展開
    - \*令和元年度省エネ相談地域プラットフォーム事業（経済産業省補助事業）
  - ・省エネ関連サービス事業ノウハウを地元企業と共有し、地域内外への事業展開
- ⑤エネルギーマネジメントの検討
  - ・公共施設等のバーチャルパワープラント\*実証への参画
    - \*送配電事業者（関西電力（株））からの節電要請（年間10回程度）により、需要側の制御を行うことで、報酬を受けることが出来る仕組み。の6点が挙げられた。

また、目を引く今後の取り組みとして、「自家消費型太陽光発電の実施」が挙げられます。この事業は、固定価格買取制度（FIT）の買取価格、パネルの価格双方が低下しているため、FITを使わずに、亀岡ふるさとエナジーが屋根借りの形でパネルを設置し、そこで発電された電力をその建物に供給する。このことでエネルギーの地産地消が促進され、実質的にエネルギー効率が上がるというものです。

並行して蓄電池の導入についても積極的に進めており、平常時・非常時どち

らでも使える蓄電池を亀岡市保健センター（市役所本庁舎と隣接）に設置している。亀岡市保健センターは休日急病診療所として利用され、災害時は、医師会との情報連携拠点として活用される。

\*平常時は、安価な深夜電力を蓄電して昼間に放電するなど、電力供給でメリットを創出する。節電が必要な時に放電し、地域で太陽光などの再生可能エネルギー発電が過剰になっている場合はあえて蓄電することで電力系統安定化に貢献する。

\*非常時（停電時）は亀岡市医師会との情報連携拠点となっている保健センター内のコンセントなどを一定時間利用することが可能となります。

結びとして、行政が再生可能エネルギーを推進する参考事例であったと強く感じています。沼田市の今後のまちづくり戦略を描くうえで参考にしていきたいと思います。

## 2、通年議会の導入について

亀岡市議会では、平成11年から「過去から継続した議会活性化の議論」を続けてきました。平成21年からは「月例受任委員会」を導入して常時活動する議会を目指してきました。平成29年7月に、これまでの亀岡市議会の活動を踏まえ、更なる議会の権能強化へ向けて、全会一致で通年議会の導入を決定してきました。

平成29年8月から検討を開始し、亀岡市議会では地方自治法改正ではなく、先行自治体の例にならい導入された。

①定例会条例で定例会を年1回と改正し、会期は議会の議決で、概ね1年とする。（法102条第2項）

②定例会の招集は、毎年市長が行う。定例会招集後、会期中は議長の判断で本会議の再会が可能。

メリットとして、従来の議事運営を大きく変更せず、通年議会が実施できる。従来定例会を開いていた月3・6・9・12を基本に議会期間として会議を再開。（以外は休会）

デメリットとして市長の招集が毎年必要になる。

③通年化にあたり会期の始まりと終わりの時期は、毎年6月から翌年3月まで。

④地方自治法第180条の取り扱いについて

市長専決の委任事項は、災害により応急に必要な工事等の補正予算、解散等の事由に基づく選挙費予算の補正予算 を追加した。

⑤会議規則（一事不再議）

議会で議決された事件は、同一会期中は再び提出することができない。通年化で会期が長くなるがどうするか。⇒次の議会期間が到来することで、「事情の変更があった場合」とみなすように改正した。

⑥会議規則（発言の取り消し・訂正）

発言の取り消し・訂正は、会期中に限りできるとされているが、通年化で会期が長くなるがどうするか。⇒従来の会期を「議会期間」と定め、その間に限り取り消し・訂正ができるように改正した。

⑦会議等の呼称について

通年化に伴い定例会は年1回となるが、呼称はどうするか ⇒令和元年亀岡市議会定例会 6月議会（従来は平成30年度6月亀岡市議会定例会）。

以上の検討を経て、平成30年6月から通年議会が導入された。従来の定例会である議会期間の間で必要に応じて特別議事を議長の招集により開催が可能である。

【メリットとして】

- ・行政課題に対し、議長の判断で速やかに会議を再開できる
- ・長の専決処分を減らす事ができる
- ・次の議会を待たず、早期に審議議事を確保できる ことなどが挙げられる。

【デメリットとして】

- ・本会議、委員会等の増加により経費が増加する恐れがあることが挙げられています。

議会改革は全国の自治体議会が取り組んでおり、亀岡市議会の取り組みも参考になりました。通年議会の導入の議論を沼田市議会で行う際の参考としたいと思います。

# 沼田創生会

## 行政調査報告書

### 調査内容

- (1) (株) 地方議会総合研究所セミナー (令和元年 11 月 19 日(火))
  - ① 「議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費」
  - ② 「議会運営における質問のあり方」
  
- (2) 京都府亀岡市 (令和元年 11 月 20 日(水))
  - ① 「亀岡市自治体新電力事業について」
  - ② 「通年議会導入について」

沼田創生会 久保健二



会派名	沼田創生会	議員名	久保健二
1	期 日	令和元年 11 月 19 日(火)	
2	調査事項	(株) 地方議会総合研究所セミナー ①「議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費」 ②「議会運営における質問のあり方」	
3	所 感	調査後の考察(感想、政策提言、本市にどのように活かせるか など)を記入	
<p>①【議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費】</p> <p>○「住民自治の根幹は議会」。この権限を作動させる。</p> <p>○形式の改革から実質的な改革。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費、定数、報酬、図書室の充実など条件整備が必要である。</li> <li>・議員の問題ではなく、住民の問題であり、住民が知り関わること。議会としては知ってもらう、仲間を増やしていく。</li> </ul> <p>○議会改革と行政改革は全く違う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域民主主義の実現、首長と違う立場から行政の議論を行う。</li> </ul> <p>1. 地方政治の負の連鎖と正の連鎖の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治への無関心、反感を持つ人が増えている。</li> <li>・自己責任なら自分で自分を守れば良い。税金で飯を食うのは敵である。</li> <li>・「いらぬから減らす」はやめるべきである。</li> </ul> <p>【議会改革と住民の関係】</p> <p>議会改革に向かってどう動いているか。</p> <p>2006 年栗山町の議会基本条例ができた。これが本史のメルクマール。</p> <p>○本史第 1 ステージ (形式的な改革)</p> <p>①住民と歩む</p> <p>②質問も大事だが議員間討議をもっとやるべき (論点を明確化、合意形成、世論形成)</p> <p>③首長と政策競争をする。追認機関ではだめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策にはメリット・デメリットがある。メリットを最大限にする議論。</li> <li>・責任は議決する議会にある。議会の権限を自覚することが必要。</li> </ul> <p>○本史第 2 ステージ (実質的な改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策提言だけではない。</li> <li>・議会からの政策サイクル (やらないと政策競争できない)。</li> <li>・連続性が必要。閉会中でも動ける体制 (通年議会など)。</li> <li>・議員の任期は 4 年。4 年間の目標を決める。</li> </ul>			

### 【なり手不足の要因と解消の方途】

議員が減ると、民主主義がどうなるのか、減らす風潮は不気味である。

○選挙が無いというのは多様性が無い、政策議論が無い、民主主義の危機である。

○議会の魅力を上げることが必要である。

## 2. 基本視点：7つの原則をまず確認しよう

### (1) 「定数・報酬を考える7つの原則」

#### ① 議員定数・報酬は答えのないテーマ。

法定上限数は撤廃され、条例で定めることになった。報酬は特別職等報酬審議会の答申を経て定めるにしても、その委員は議会を知っている人が入るべきである。基準がなく、ポリシーを示さなければならない。

#### ② 議員報酬と定数は別の論理。そもそも報酬や定数の根拠は何かという問いがある。

#### ③ 行政改革は削減を優先させる効率性を重視する。議会改革は地域民主主義の実現である。議会改革は執行機関の行政改革を促進することを再認識すべきである。

#### ④ 現在の議員のためだけではなく、多くの人が将来立候補し議員活動がしやすい条件として考える。

持続的な地域民主主義をどうやって作るかという視点が必要である。

#### ⑤ 増加できないあるいは削減の場合は、住民による支援が不可欠。

議会力をダウンさせないために、議会事務局の充実や、住民と一緒にになって地域課題について調査研究する。一緒にチェックする。

#### ⑥ 住民と考える定数・報酬

定数・報酬は新しい議会運営の条件。しっかり議会を強くするために議論すべき。

#### ⑦ 「後出し」ではなく周知する十分な期間が必要。

遅くとも1年前には周知できるように準備を進めるべき。

### (2) 「定数・報酬を考える三つの留意点」

#### ① 議員の資質・能力の向上

#### ② 議員身分の中途半端さを考慮。身分ははっきりしていない。

#### ③ 議会事務局・政務活動費等とセットとして考える。

## 3. 議員報酬の考え方：原価方式（類似方式、成果方式、身分方式ではない）

○比較方式（類似団体比較）：参考にはなるが根拠が弱い。

○収益方式（成果重視）：算定方式の確立無く、報酬との関連付けは困難。

○身分方式：全く根拠なし。批判されるだけである。

○原価方式：首長の給与から議員報酬を割り出す。あくまでも住民と議論する際の素材である。会津若松市が調査中。

#### 4. 定数の考え方：討議できる人数（従来は人口比）

##### (1) 定数の基準を考える原則

- ・人口（有権者数）は増大してきたにもかかわらず議員数は減少した。
- ・多様性を重視する議論＝住民代表性と直結する議論がある（増加・維持重視）。
- ・機動的に動ける人数という議論もある（削減重視）。

##### ○討議できる人数

- ・一委員会につき少なくとも7～8人（科学的根拠はないが、積極的な討議ができる経験値）。これに多様性の要素を加える。

##### (2) 定数の基準を考える原則の留意点

##### ○委員会数の確定

- ・現行の委員会数から出発して、所管事務調査の充実を図りながら委員会数を議論。
- ・一般会計規模100～300億円は2～3常任委員会（経験則）。

##### ○常任委員会の複数所属は慎重に

- ・委員会の調査能力を弱体化させる。
- ・しっかりした審議ができないとして一委員会所属に戻した議会もある。

##### ○面積要件を加味

##### ○住民参加によって議員力をアップ

##### ○議長のカウンターの仕方

- ・議長は委員会の人数には含めないことが必要。

#### 5. 政務活動費の考え方：成果指標（視察の3つの報告）

##### (1) 政務活動費を考える視点

##### ○監視政策提言機能の強化（第二報酬ではない）

- ・報酬との差別化を。

##### (2) 透明性の強化

##### ○ホームページの公開、領収証等の公開。

##### (3) 活動指標と成果指標（何をおこなったかとともに、どう役立ったか）

- ① 地域課題との関連：どこに問題があるか把握し、それを解決するために必要。
- ② 視察自治体の活用：どこを活用できるか、活用できないか。
- ③ いつ活用するか：定例会や事務調査にのせるなど。

#### 6. 住民と考える意味

##### (1) 住民の問題

- ・議会だけの問題ではない。住民自治の根幹を作動させる。

##### (2) 知れば理解する条件（総社市、真庭市、飯綱町等）

- ・議員が減れば余計に見えなくなる。

(3) 全国町村議会議長会報告書から

(4) 特別職等報酬審議会とのかかわり

- ・ 首長設置である。議会を知っている人を入れる必要がある。
- ・ 議会に設置しても良いと思う。議会側で住民の意見を聞くシステム。

## 7. 条件整備+2

(1) 議会事務局

- ・ 議会事務局職員の積極姿勢の制度的保障。

(2) 議会図書室の充実を含めた条件整備が必要。

### 【所感】

本セミナーには特に議員定数、議員報酬の考え方の参考にしたいと参加した。これは講師の言うとおりの答えのないテーマだと思っている。しかしながら、今までの決め方には限界があると思う。社会の風潮や他自治体との比較といった漠然とした理由だけで決められてきた。議会の役割や機能を算出の根拠になれば良いとは思っているが、絶対的なものは無いのが現状である。ただ、議会に求められている討議性を基本に置くと、常任委員会の数とその構成人数にたどり着くと思う。常任委員会の数が少なければ所感範囲が多くなり負担の増加と専門性が低下するし、その時の委員数が少なければチェック機能が低下する。委員数が多ければ合議的な機能が低下する。逆に委員会数が多くなれば委員が分散しそれぞれの負担も増し、さらには討議性、チェック機能も低下してしまう。委員会数に関しても基準はないが、現実的には現状の数を基準にするべきと思う。そしてこの委員会数での討議性、チェック機能の維持等を加味するのが良いと思う。

現在、沼田市議会では3常任委員会、所属委員数は総務部文教常任委員会が7人、それ以外が6人である。このセミナーの中で経験値として7~8人が討議性を考慮した最低人数との話があった。これを根拠にすると本市では少ないことになる。しかし増員という方向にはいかないのが現実と思う。では減少に向かうのかと言えばそう簡単に言うてはいけないと思う。常任委員会は委員長を除けば5人または6人であり、この人数だけ条例や請願等の審査するのは良いことか心配になることはある。

議員定数はもっとも注目される場所であるが、機能、役割を発揮し、市民に活動が見えるようにしたり、次の世代が議会の機能を担える環境づくりにも配慮すべきと思う。

議員報酬に関しても注目されることで、全国的に手法を凝らしているところもあるが、これに関しても絶対的なものがない。どの方式も一長一短があるようだし、説得力に乏しいものもある。議員が活動するのは会議の日だけでなく常に動いているので、見えない部分での支出が多いのが現実である。それを市民に理解して欲しい気持ちは誰もが持っていると思う。普段の議員活動での調査費用をはじめ、政務活動費を使わずに研修やセミナーに参加する費用を加えればそれだけでかなりの支出になる。

議員の身分は宙ぶらりんという現実も影響しているが、かといって確実な身分に据え置くのはおかしいことになる。今回は会津若松市議会が調査しているという、首長給与から割り出す原価方式というものに興味が湧いた。これも個人的に調査を始めたいが一定の算出根拠につながるかも知れない。

政務活動費に関しても基準はない。沼田市議会では年額 12 万円。この金額の根拠は何かといえば、私の中での基準として初当選時の 13 万 5 千円という数字があるだけでしかない。ここから財政事情等を考慮して現在の額で落ち着いているだけなのが現状である。他市では支給していないところもあるが、議会の調査権の拡充という意図からすれば支給・活用して市民に還元するのが良いと思う。では本市での金額が十分かと言えば足りないのが現実である。政務活動費は研修参加を中心に活用しているが、それに限っても不足が生じて自身たちの積立金で賄っている。だからと言って簡単に増やす訳にはいかない。市民の理解が必要である。まずは活動報告を公開しつつ活動を知ってもらうのが基礎と考える。

議会事務局と議会図書室に関しては、事務量の増加によって職員数を考える必要がある。議会運営や議会活動支援など多岐にわたる分野で力を発揮してもらうことになる。議会が積極的に活動すればするほどそうなる。他の部局とは違う独立した特殊性も考慮しながら積極的な職務遂行を期待していきたい。

議会図書室に関しては、沼田市議会では他議会よりも充実している。蔵書数は少ないが、市立図書館と連携し、定期的に図書の入替えが行われている。内容も議会事務局や司書が精査してくれている。沼田市議会の誇る一つでもある。これは続いて行って欲しい。

このセミナーでは答えのないテーマのヒントを得られた。今まで漠然としてきた部分を少しでも科学的に解決できるようになると思う。第一に議会の機能と役割、これを基に経験や他市を参考にしていく。これらをもとに今後の議会のあり方を考えていきたいと思う。

以上

## ②【議会運営における質問のあり方】

### 1. 質問の議会運営における位置

- ・「政策に生きる議員にとって最も華やかで意義ある発言の場」（「議員必携」）
- ・「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」（「標準市議会会議規則」）
- ・地方自治法の規定なし。
- ・質疑と質問の違い。

### 2. 議会改革の到達点を踏まえた質問とは

#### (1) 議会改革の到達点

- ① 議会改革の本史とその第2ステージ
  - ・議会改革には連続性が必要。議会からの政策サイクルの構想と実践である。
- ② 政策過程におけるPDDCAサイクル
  - ・P計画、D実践、C評価・検証、A改善に、“D討議”、“D議決”を組み込む。

#### (2) 政策過程における質問の位置

- ① 議会改革の前史（議会活性化）における質問
  - ・住民、議会・議員、首長の三者関係における質問（個人や「会派」によるお願い、監視）
- ② 議会改革の本史における質問（議会からの政策サイクル）
  - ・二元代表制における質問
  - ・議員や会派だけでは政策は実現できない。住民、議会・議員、首長等の協働。

### 3. 質問の役割

#### (1) 議会の役割（→住民自治の根幹→地域経営の重要な権限はすべて議会にある）

- ・多様性、討議による論点の明確化・合意、世論形成。

#### (2) 質問の役割

- ・個人の意見から議会の意見とする（個人や会派に分断されてきた。短期とともに長期の視点も）
- ① 多様な視点からの監視・政策提言。
- ② 討議による論点の明確化の（ができる）前提となる議員の意思。
- ③ 質問の公開による世論形成。

### 4. 質問の空間時間：実現を相対化する

#### (1) 議会の多様な作法

- ① 質問時間・制限 → 片道
- ② 一問一答方式・一括質問一括回答、再質問→一問一答方式

- ③ 関連質問 → あり
- ④ 通告性 → 論点の明確化
- ⑤ 議場 → 対面式
- ⑥ 議長の役割 → 議長による議論の活性化
- ⑦ その他

(2) 議会の多数派を創出する：2つの道

- ① アンダーザテーブル
- ② 議会からの政策サイクルに連動させる：議会基本条例はこの作法を想定

## 5. 質問作成の作法

(1) ストーリーを構想する：主副を位置づける：プレゼンテーションの作法を活用する

- ① 問題意識の明確化（事実認識、経過（どのように議論されていたか）、他の自治体・国の動向等）
- ② 質問による勝ち取る目標
- ③ 論理構成（組み立て、明瞭性、時間配分等）
- ④ 想定問答作成

(2) 飯田市議会：「たかが質問、されど質問」チェックリスト。

(3) 仲間を作る：会派を超える。選挙時の政策を勉強し合う。

(4) その他

## 6. 質問を「議会からの政策サイクル」に連動させる

(1) 質問からの「議会からの政策サイクル」の手法

- ① 追跡質問、追跡調査
- ② 「反省会」、「追跡システム」

(2) 「議会からの政策サイクル」からの質問の手法

- ① サイクルからの質問
- ② 監視と政策提言の連動

## 7. 質問作成の道具

(1) 基礎資料

(2) 議会事務局・議会図書室、公共図書館、国会図書館

(3) 専門的知見の活用、アドバイザー・サポーター

(4) 研修

(5) ネットワーク

## 8. 選挙との連動と縮小社会への対応（シビル・ミニマム再考）

(1)選挙との連動（マニフェストと質問）

○佐野弘仁（山梨県甲府市議会議員）：「マニフェストスイッチ」

- ・政策の統一フォーマット「マニフェストスイッチ」を活用。
- ・議員マニフェストのPDCAサイクルを体現。
- ・政策課題を深堀するとともに活動を細かに可視化。

(2)質問の中身：縮小社会への対応：シビル・ミニマム再考

○どこまで公共施設を削減するか、どこまでサービスを提供するか等。

**【所感】**

本セミナーでは講義に加えて参加者同士のワークショップを行い、それぞれの議会運営についての紹介があった。質問時間や通告性の有無、または特徴など。議会によっては一般質問の答弁書が質問前にもらえるという。ガチンコで議論しているところからすれば信じられないような話だったが、考え方によってはその後の議論がかみ合う効果が見込めるだろう。

講演の内容は、PDCAサイクルをさらに充実させる提案や、政策過程における議員間の討議の重要性とそれによる論点の明確化、質問の作成方法、質問をしたからには追跡すべきことや世論形成への影響等の話があった。

質問をするにあたっては、行政運営の問題点や自身の政策等をもとに質問の作成を始めるが、そのためのテクニックやツール活用も参考になった。質問するときには自分なりに留意してきたつもりだが、講師によって整理されると流れを作りやすくなっていく。質問したいことを上手くまとめていく作業に参考になる。

この講演の中でも討議性が強調されていた。政策形成サイクル、議会のチェック機能での判断では個々が判断する材料の中に討議した結果が含まれるべきだからだろう。

ただ大前提として、議会の権限と責任を忘れてはならない。行政運営の決定権は議会にあり、提案されたものを認めた議会にはそれだけの責任があること。質問・政策提案するにあたって当然だが、この認識を欠いてしまえばただの無責任に主張する人になってしまう。そんな議員はいないとは思っているが、心の底から注意していきたい。この意識を喚起させてくれた部分でもこの講演は為になった。

以上



会派名		沼田創生会	議員名	久保健二
1	期 日	令和元年 11 月 20 日(水)		
2	調査事項	京都府亀岡市 ①「亀岡市自治体新電力事業について」 ②「通年議会の導入について」		
3	所 感	調査後の考察（感想、政策提言、本市にどのように活かせるか など）を記入  ①【亀岡市自治体新電力事業について】 ○「自治体新電力」の一般的なスキーム例 ① 自治体と民間企業の共同出資で自治体新電力を立ち上げ。 ② 地域内の発電所から電力を購入。 ③ 地域内の需要家へ電力を供給。 ・できるだけ地元から購入。ほかに市場、大手からも買える。夜間は主に市場から。 ・最初は公共施設から供給スタート。 ○地域新電力による電力・資金の循環 ・地域の中で資金が循環する。 ・事業収益も循環する ・地域外からも資金が流入し、地域内での投資によりより活性化する。 ○亀岡ふるさとエナジー株式会社の概要 ・本社所在地：亀岡市役所 ・資本金 800 万円 ・出資者：亀岡市、パシフィックパワー株式会社、亀岡市商工会議所、金融機関 ・役員：代表取締役は市長・パシフィックパワー株式会社企画部長 ・事業実績 2018 年度売上：48,649 千円（但し 11 月～、年間だと約一億円） 経常利益：11,917 千円 当期純利益：9,344 千円（配当しない。内部留保、運転資金にする） 年間電気代削減：約 18,000 千円（3 千万円の経済効果） 次は地域への還元、設備投資。行政は地域活性化を得られる。 ○亀岡ふるさとエナジー事業スキーム（自治体新電力事業に絡めて 7 つの動きが発生） ① 供給規模の拡大（50 施設） ② 再生エネルギーによる地産地消の推進 ③ 地域での分散型エネルギー事業 ④ 地域内の省エネ事業		

- ⑤ エネルギーマネジメント事業（エネルギーをコントロール）
- ⑥ 地域産業の振興（地元企業の参加）
- ⑦ 電源確保（水力：堰・落差等あれば有力・魅力的。非FIT）
- （参考）亀岡ふるさとエナジー株式会社の今後の取り組み
  - ① 更なる安価な電力の調達
  - ② 地球温暖化対策の推進
  - ③ 再生可能エネルギーの調達推進（エネルギー地産地消の推進）
  - ④ 省エネルギーの具体化・実施
  - ⑤ エネルギーマネジメントの検討
  - ⑥ 公共施設等のバーチャルパワープラント（公共施設等のエネルギーコントロール）
- 地域の再生可能エネルギーの調達量拡大
  - ・「京都・亀岡TCLソーラー合同会社」から買取開始（約3,000kw）。
  - ・買取前：日本卸電力取引所（JPEX）100%。  
買取後：日本卸電力取引所（JPEX）約40%、太陽光発電約60%
  - ・太陽光発電：昼間はほぼ賄える。市場価格と同価格で買っている。
- 省エネルギーサービス事業の実施（esco事業）
- 自家消費型太陽光発電の実施
- 蓄電池設置事例
  - ・亀岡市保健センター  
電池：リチウムイオン電池、蓄電池容量：12kwh、定格出力：3.0kw
  - ・平常時・非常時どちらも使える蓄電池を設置
  - ・夜に蓄電、昼に放電：平常時でも経済的価値を生む。但しイニシャル回収は難しい。
- バーチャルパワープラント構築に向けた取り組み
  - ・自治体新電力が制御装置や蓄電池を整備して、公共施設での節電や蓄電池の放電を仮想発電所（vpp）として運用し様々な価値を生む。
- 今後の展開：エリアカーボンマネジメント（ACM）事業
  - ・地域単位での低炭素化。
  - ・鍵は地元資本の参加で、波及効果が地元還元される体制構築を進める。
  - ・低炭素化社会の実現、地域の新たな価値の創造、雇用創出、資金流出を抑制して資金循環を創出。
  - ・自治体新電力がカーボンマネージャー、エリアワーカーを育成。自治体等と連携。
- （一社）エネルギー・地方創生ネットワーク協議会
  - ・自治体新電力11社・株主等26団体による地域振興の取り組みを共有、加速化させる。
  - ・単独ではやれる範囲に限られる。
  - ・他電力を参考にして取り組み規模の拡大や、お互いにメリットを生む。

<質疑応答から>

○プロポーザル応募した事業者数とその選定について？

→H29・7/21 広告、8/17 提出締切、9/1 審査、9/25 決定、10/17 協定書締結。

3 社応募。決定の決め手は信頼度、運営能力、事業計画、今後の展開、他市での実績。

- ・市長は新電力を前向きに考えていた。近隣の状況を見ての判断だと思う。
- ・パシフィックパワーは 6 期目。事業を地域の中でおこなう。
- ・パシフィックコンサルタンツは 60 年の実績。公共事業の設計、計画策定支援。

【所感】

自治体新電力事業は収入確保はもちろんだが、地域経済活性化や環境施策への取り組みが一番の効果であると思う。

電気の売買、それに関連した電源確保を通じて地域内の企業が参加できる機会を作る。地域外からの資金流入を確保し、それを地域内で循環させる。循環が始まれば雇用も生まれ、結果的には定住人口増加にも結び付くことが期待される。

課題としては電源の確保と同時に顧客（資本）の確保である。まずは消費電力のコントロールしやすい公共施設から始めるのが現実的で、亀岡市もそのようである。

どうしても売買電にばかりに着目するが、災害時などの危機管理体制にどういった取り組みがあるかにも着目したい。最近では昼間の消費電力を少なくするために蓄電池を設置する施設や家庭が表れてきている。これは価格的問題があるが、非常時には大きな力を発揮するのは間違いない。亀岡市でも蓄電池を設置している事例があり、イニシャルコストの回収は難しいが非常時への対策になると思う。これによって非常時の持続的な行政運営にもつながると思う。

自治体新電力事業は確保できる電力が多い地域ほど効果が見込めるかもしれない。ソーラー、水力、その他の電力もあるかも知れない。その電力供給と資本の循環が地域内で確実なものになれば見込んでいる地域経済の活性化につながる。そのためにはノウハウが必要になってくるが、亀岡市は民間企業と手を結んでいる。自治体と民間企業の WinWin の関係を築き、それに地域の Win が加わることが理想である。

この事業は早い者勝ちの気もするが、恵まれた環境があればいつでも参入のチャンスがあるのかも知れない。沼田市ではソーラーに加えて水力発電の可能性もある。もしかしたらとても恵まれている地域かも知れない。地域の環境に留意しながら参考にしたい。

以上

## ②【通年議会の導入について】

### 1. 議論の背景

- ・過去から継続した議会活性化の議論
- ・月例常任委員会（H21～）：常時活動  
行政報告、決算分科会になる、事務事業評価の準備、条例提案など。  
事実上の通年議会と考えられた。
- ・議会活性化検討（H29）：議運で通年議会導入の検討開始。
- ・全会一致で導入の検討を決定（h29.7）、検討開始（h29.8～）  
機運があったので全会一致だった。  
目標年度をH30年度に定めた。

### 2. 実施に向けた検討

- ・導入パターンの検討  
平成20年ごろからの「先行自治体」と平成24年「自治法改正」のパターンを調査。  
「先行自治体」パターンに決定。  
現行の定例会方式、閉会期間を設定。
- ・手法の検討
  - ① 会期の始期と終期  
毎年6月から翌年3月まで（執行部にできるだけ影響ないように配慮）
  - ② 自治法第180条（市長専決の委任事項）  
災害時の応急補正予算、解散等の事由に基づく選挙費の補正予算を追加。
  - ③ 会議規則（一時不再議）  
次の議会期間到来で「事情の変更があった場合」とみなすよう改正。
  - ④ 会議規則（発言の取り消し・訂正）  
従来の会期を「議会期間」と定め、その間に限り取消・訂正できるよう改正。
  - ⑤ 会議等の呼称  
「令和元年亀岡市定例会6月議会」：通常は「平成30年6月亀岡市議会定例会」。
  - ⑥ 臨時議会の請求があった場合：「令和元年亀岡市議会定例会8月特別議会」。

### 3. 通年議会

- ・通常年度は6月から翌年3月まで。4・5月、議会期間外は臨時議会で対応。
- ・改選年は2月中旬～3月末を「初議会」として実施。

#### ○通年議会のメリット

- ・行政課題に対し、議長の判断で速やかに会議を再開できる。
- ・長の専決処分を減らすことができる。
- ・次の議会を待たず、早期に審議議会を確保できる。

○通年議会のデメリット

- ・本会議、委員会等の増加により経費が増加する恐れなど。

<質疑応答から>

○市当局の反応は？

- 抵抗あったと思う。協議の内容は伝えた。当局に影響がないことを前提。専決事項の追加は、当局と調整して追加した。

○議会事務局の負担は？

- 規定の整備は苦勞した。

議会スケジュールが従来と同じように設定されており、H30以降は特別議会が無いので今のところはわからない。

○議会報告会の回数は？（H22～）

- 23自治会を回るようにしたが人数は少ない。自治会から要望を聞く「わがまちトーク」をおこなっている。

○委員会の自由討議は？

- 討論・採決の前に必要に応じておこなわれる。

○反問権は？

- H22～、制限はない。

○基本条例の検証は？

- 隔年でおこなっている。

**【所感】**

通年議会の導入にはいろいろな議論があるが、亀岡市議会の場合は新たな導入したというよりも、すでに実質的に通年議会のような議会活動が通年議会という形に姿を変えたように感じた。先行自治体パターンを取り入れたのもその表れと思う。

導入に当たって議会側は事務局を含めて抵抗が無かったようであるし、当局側との調整も配慮するところはあっただろうが順調に行われたようだ。全国の通年議会を導入した議会によっては、会議が頻繁になり過ぎて議員活動の時間が制限されることになったり、議会事務局職員の事務量増加によって事務局機能の低下を招いた例もあり、通年議会導入は勧められないと言われたこともある。

通年議会の導入は、議会の活動の継続性を確保できたり、議会の権能の保持につながることは思うが、無理に導入すれば行政運営に影響を及ぼすかもしれない。現行も含めて一長一短があると思うが現実的に両論を見極めて必要が生じれば検討していくべきと考える。

以上

会派名		沼田創生会	議員名		桑原 敏彦
1	期 日	令和元年 11月 19日 (火)		講師 江藤俊昭	
2	調査事項	① 議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費 ② 議会運営における質問の在り方 ③ 京都府亀岡市			
3	所 感	調査後の考察(感想、政策提言、本市にどのように活かせるか など)を記入			
<p>① 議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費            今回の後援を聞き、以下の事を感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革とは、議員定数を減らす事ではない。</li> <li>・ 議会とは、多様性が大事である。</li> <li>・ 議会改革と行政改革は全く違う。</li> <li>・ 住民と歩む議会等の新たな議会運営が必要である。</li> <li>・ 政策の競争をする。</li> <li>・ 首長と議会と 政策競争を明確に行う。</li> <li>・ 議会に住民を参加させる。</li> <li>・ 議会とは、住民自治の根幹である。</li> <li>・ 議員活動の目標は1年間ではなく4年間とする。</li> <li>・ 議員活動とは住民の声を聞き、行政調査を行う。</li> </ul> <p>② 議会運営における質問の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般質問の議会運営における位置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の問題の位置づけ→明確にする</li> <li>・ 質問義務→確認しておく(議会基本条例)</li> <li>・ 一般質問には→ストーリーを作る</li> <li>・ 議会改革の到達点を踏まえた質問とは→選挙におけるマニフェストの実現に向け、質問を行う。</li> </ul> </li> <li>● 一般質問の役割           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の役割→住民自治の根幹→地域経営の重要な権限はすべて議会である。</li> <li>・ 多様性議会による論点の明確化→合意→世論の形成</li> <li>・ プレゼンテーションを作り、勝ち取る目標を決める</li> </ul> </li> <li>● 一般質問のポイント           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題(争点) 地域の課題</li> <li>・ 位置づけ 時代→総合計画→展開→想定問題(自分が選挙に出た時の公約を必ず行う)</li> <li>・ 事後 追跡質問調査→委員会の所管調査→政策グループ</li> </ul> </li> </ul>					

### ③京都府亀岡市（亀岡市自治体新電力事業について）

#### ●事業概要

亀岡市と民間企業の共同出資により地域新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」を設立し、公共施設に電力を供給する地産地消型の地域新電力事業を実施、さらにその収益を使いまちづくりに資する新事業を展開している。地域に存在する再生可能エネルギー等を地域内で消費することで、市外に流出していた資金を地域内に還元させ地域経済の活性化に寄与するとともに、更なる再生可能エネルギーの利用拡大と市民の環境意識の向上を図り、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることを目的としている。

※亀岡市自治体新電力事業を視察して、コスト削減はさることながら、地域に存在する再生可能エネルギーを地域内で消費し、更には雇用を生み出す考え方は先進的事例だと思いました。そして、この事業は災害時での緊急対策にも取り入れられ、防災対策上の観点からも、沼田市に積極的に取り入れていくべきと強く感じました。

以上、報告致します。

# 行政調査報告書

会派名：沼田創生会  
議員名：永井敏博

## 記

1 期 日 令和元年11月18日(月)～20日(水)

## 2 研修事項

11月18日 京都へ移動

11月19日 (地方議員研修会セミナー メルパルク京都 講師：江藤 俊昭氏)

(1) 議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費について

今回のセミナーは、江藤先生は、定数・報酬を考える7つの原則

①自治体のポリシーで決める<議員定数>

②定数と報酬は別の論理

③行政改革の論理と議会改革の論理は全く別

④持続的地域民主主義の実現

⑤住民の支援を考える

⑥住民とともに考える

⑦変更する場合十分な周知期間が必要

を掲げ、3つの留意点

① 議員の資質・能力の向上<議員は、専門性と市民性を有する住民という性格を持ちつつ情熱と選挙に当選するネットワークが必要、議員になればそれらに議決責任とコミュニケーション能力が問われる>

② 議員身分の中途半端さを考慮<専門職でも非常勤でもない、特別な身分=公選職

③ 議会事務局・政務活動費とセットとして考える<定数・報酬だけではなく新たな議会を創る条件も体系的に整備>

を考慮しつつ、この7原則の議論を巻き起こしてほしいと説明しました。

本市議会では、議員の定数の見直しが検討されてますが、ただ、定数削減ありきではなく、議会会期(通年議会)、常任委員会の委員数の適正数、報酬、政務活動費など



も慎重に議論して検討していかなければならに事、また、市民とも意見交換会や住民説明会を開き市民参加による議論が必要であると考えました。

## (2) 議会運営における質問のあり方について

- ① 質問の議会運営における位置
- ② 議会改革の到達点を踏まえた質問とは
- ③ 質問の役割
- ④ 質問の空間時間<質問を相対比する>
- ⑤ 質問作成の作法
- ⑥ 質問を「議会からの政策サイクル」の連動させる
- ⑦ 質問作成の道具
- ⑧ 選挙との連動と縮小社会への対応

以上の話の中で、様々な視点からの監視、施策提言を行い、明確にすることが重要であると感じ、中でも、飯綱町議会の「あの時 あの質問どうなった」である。「追跡調査」として議会運営の中に位置づけシステム化したことである。システム化することにより答弁で「検討したい」とした事項を半年ごとに首長が、議会に書面で報告する制度を構築した質問のその後が明らかになる「追跡調査」は、大変参考にになりました。一般質問時に活用していきたいと思います。また、セミナー受講者との意見交換会の時間を設け、私は、静岡県議、四万十市議の2名の計4名で、各議会の一般質問(一括方式、一問一答方式)の事や、会派代表質問、委員会代表質問を行っての議会や、質問時間(時間制限1時間や40分の議会)、また、答弁者(市長、執行部)の制限時間が設けられている議会があるなどの意見交換会ができました。

11月20日(政策研修 亀岡市役所 電力事業：大倉 武文環境政策課長

白波瀬 元一環境政策係長

通年議会：山内 偉正事務局長

鈴木 智係長

パシフィックコンサルタンツグループ 芦刈 義孝

### (1) 亀岡市自治体新電力事業について

自治体新電力会社(電力小売り事業)、資本金800万円(内亀岡市400万円出資割合50%、民間企業(6社)の共同出資で「亀岡ふるさとエナジー株式会社」設立し、亀岡市のエネルギーコストの削減、収益を地域に還元することを構築した事業です。公共施設50施設に電力を供給し、亀岡市のエネルギーコスト削減を図っている。今後の取り組みとして、更なる安価な電力の調達、地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギーの調達推進、省エネルギー

の具体化・実施などの取り組みが行われていく予定だそうです。取り組みが事業実施になると事業経営による利益(収益)で地域還元して経済効果に期待できる事業であり、地球温暖化対策への貢献もできるそうです。

## (2) 通年議会について

亀岡市議会は、平成30年6月議会から通年議会を導入し速やかな議案審議を行う体制を整え、行政に対するチェック機能や政策立案能力の向上を図る。会期を6月から翌3月の10か月とし、年4回の議会は通常通り開き、議案審査や一般質問を集中的に行い、会期中であれば、速やかに特別議会を開くことができる。通年議会により本会議や委員会活動の活性化が期待されます。積極的な議会体制の先進事例だと感じました。本市でも議会改革において研究していくべき課題ではないかと考えました。